

令和5年度颯娃高等学校いじめ防止基本方針

颯娃高等学校の教育目標

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・子どもの権利条約
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・学習指導要領

日本国憲法及び教育基本法の本質並びに創立以来の伝統である開拓精神に基づき、自主・自立・創造の精神を涵養し、あわせて和と協力をモットーに、深い教育的愛情と熱意に基づく不断の努力によって生徒の徳力・学力・体力の充実強化を図り、豊かで調和のとれた人間形成をめざし、もって社会の期待に応えられる有為な人材を育成する。

- ・生徒の実態
- ・現代社会の要請
- ・保護者・地域の願い
- ・教職員の願い
- ・地域社会の要請

いじめ問題への学校の目標

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、未然防止、早期発見に努め、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、全ての生徒が安心かつ充実感を感じられる学校生活づくりをする。

- ① いじめられている生徒は絶対に守る。
- ② いじめている生徒には毅然とした態度で粘り強い指導を行う。
- ③ 学校が一丸となっていじめ防止に取り組み、保護者や外部専門家等との連携を図る。

《いじめ問題対策委員会》

- 【内容】
- ・いじめ発見後、指導や支援体制の中心的役割
 - ・被害者および加害者に対する対応の検討
 - ・年間を通じた取組等について検討および計画の立案
- 【構成】 管理職、四部主任、学年主任、生活係、その他必要に応じた外部評価委員等の関係者および専門家

【PTAとの連携】

- 学級PTA、学年PTA、PTA総会の活用
- PTA新聞によるいじめ防止等のための啓発

【学校の取組】

- 未然防止
 - ・道徳教育の充実
 - ・体験活動を活用した人間関係づくり
- 早期発見
 - ・無記名アンケートの実施
 - ・個別面談、教育相談等
- 早期対応
 - ・被害者、加害者への適切なケアおよび指導
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用
- 教職員の資質向上
 - ・校内研修の充実

【県教委との連携】

- 指導主事の派遣および助言
- いじめ問題解決チームの派遣および助言
- 研修等への講師派遣

【関係機関との連携】

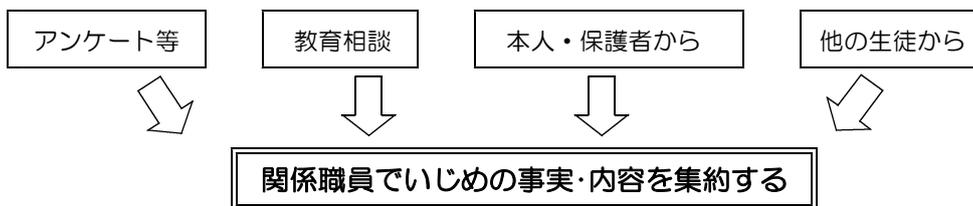
- 警察
- 児童相談所
- 市町村の福祉部局

【年間計画】

| | 活 動 計 画 | 職員関係 |
|-----|--|------------------------|
| 4月 | 警察署講話、三者面談、いじめ実態調査① | 南九州警察署、担任団 |
| 5月 | いじめ問題を考える週間①、いじめ実態調査②、情報モラル教室（1年）、学校楽しいーと① | 生徒指導部生活係、担任団 |
| 6月 | 教育相談①、いじめ実態調査③ | 教育相談係、担任団 |
| 7月 | 情報モラル講演会、いじめ実態調査④ | 生徒指導部生活係、担任団、外部講師 |
| 8月 | 校内研修 | 生徒指導部生活係 |
| 9月 | いじめ問題を考える週間②、教育相談②、いじめ実態調査⑤、統一LHR | 生徒指導部生活係、教育相談係担任団、外部講師 |
| 10月 | いじめ問題を考える週間の取り組み状況報告、SCによる校内研修、いじめ実態調査⑥、学校楽しいーと② | 生徒指導部生活係、SC、担任団 |
| 11月 | いじめ実態調査⑦ | 生徒指導部生活係、担任団 |
| 12月 | いじめ実態調査⑧ | 生徒指導部生活係、担任団 |
| 1月 | いじめ実態調査⑨ | 生徒指導部生活係、担任団 |
| 2月 | 次年度活動計画の検討、いじめ実態調査⑩、学校楽しいーと③ | 生徒指導部生活係、担任団 |
| 3月 | いじめ実態調査⑪、教育相談③ | 生徒指導部生活係、担任団 |

【対応の具体的な流れ】

① 情報を集め組織的に共有する



※ いじめを発見した場合はすぐにその行為を止めさせる

② 指導・支援体制を組む

【いじめ問題対策委員会】を立ち上げる

管理職，四部主任，学年主任，生活係，その他必要に応じた外部評価委員等の関係者および専門家
↓
県教委，PTA，警察，児童相談所等

③ 生徒への指導・支援を行う

- (1) **いじめられた生徒**にとって信頼できる人（親しい友人や教員，家族，地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり，いじめから救い出し，徹底的に守り通す。
- (2) **いじめた生徒**には，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む（ひどいいじめをした場合は警察に通報し，補導・逮捕・保護処分により更生させる）。
- (3) **いじめを見ていた生徒**に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

④ 保護者と連携する

つながりのある教職員（複数）を中心に，即日，関係児童生徒（加害，被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

⑤ 学校として指導方針を決定する

【いじめ問題対策委員会】でいじめられた生徒への支援体制を決定するとともに，いじめた生徒およびいじめを見ていた生徒への指導方針を決定する。



保護者協力の下，該当生徒へ指導・支援を行う

【備考】

これは，県教育委員会から出された令和3年3月改訂の「いじめ対策必携」をもとに作成したものです。